

京都府舞鶴市 令和7年度 地域医療確保奨学金のご案内



舞鶴市は
医師を目指す
あなたを
全力で応援します



舞鶴市地域医療確保奨学金等貸付制度とは

地域医療を担う医師の養成及び将来において舞鶴市内の公的病院である『舞鶴医療センター』、『舞鶴共済病院』、『舞鶴赤十字病院』、『市立舞鶴市民病院』等に勤務いただき、地域医療の充実を図ることを目的に、医学部学生や研修医に対し奨学金を貸与するものです。

この制度が、医師を志す皆さまの夢を力強く後押しし、舞鶴の地域医療の充実と、誰もが安心して暮らせる未来の実現に大きく貢献することを心から期待します。

奨学金概要

貸与金額：月額15万円

募集人員：3名程度

返還免除について

貸与終了後、一定の期間
「地域医療機関」（市内の公
的病院等）で医師として勤務
した場合、**奨学金の返還を全
額免除**します！

舞鶴市 健康・こども部 健康総合対策室 地域医療課
〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地
TEL (0773) 66-1051 FAX (0773) 62-9897
E-mail: c-iryou@city.maizuru.lg.jp

ご不明点等、お気軽に問
合せフォームからお尋ね
ください！



舞鶴市内公的4病院の充実した診療機能



舞鶴医療センター

平成28年に新病棟が完成した際に、リニアック、MRIなど大型放射線機器を更新。脳卒中に対応する「脳卒中センター」、NICUを有する「周産期サブセンター」としての病院機能を更に充実・強化しています。



舞鶴共済病院

循環器内科や心臓血管外科など特長的な診療機能を活かした循環器疾患に対応する「循環器センター」のほか、「消化器センター」や「腎透析センター」、さらに、がん診療機能も充実・強化しています。



舞鶴赤十字病院

回復期病棟やリハビリテーション施設を整備し、整形外科が充実している特長を活かした「リハビリテーションセンター」としての機能を充実・強化しています。



市立舞鶴市民病院

療養病床に特化した病院として、隣接する舞鶴赤十字病院をはじめ、急性期医療を担う市内公的病院や介護福祉施設との連携強化を図り、地域医療に貢献しています。

ACCESS MAP



舞鶴市内公的4病院 位置図



舞鶴市地域医療確保奨学金等貸付制度の募集概要について

応募方法等

応募資格

次のいずれかに該当する方で、将来、舞鶴市の「地域医療機関」(市内の公的病院等)に医師として勤務する意思のある方

ア.専門研修を受けている医師

イ.臨床研修を受けている医師

ウ.大学院生(大学院の医学を履修する課程に在学している医師)

エ.大学生(大学の医学を履修する課程に在学している方)

※大学医学部の地域枠により入学された場合は対象となりませんのでご注意ください。

募集人員

3名程度(継続貸与予定者を含む)

貸与金額

月額15万円

※特定診療科(産婦人科、小児科又は小児外科)の診療に従事している方、又は従事する意思を有する方については、月額20万円

貸与の期間

貸与の決定を受けた年度の4月から翌年3月まで(1年間)

※貸与の決定は、毎年度行います。次年度以降も継続して貸与をご希望される場合は、毎年度申請書の提出が必要となります。

貸与の決定

申請書類、面接審査(新規貸与者のみ)に基づき貸与者を決定します。

募集締切

申請をお考えの方は、まずは舞鶴市地域医療課(0773-66-1051)までご相談ください。

提出書類(市ホームページからダウンロード可)

- ①地域医療確保奨学金等貸与申請書(第1号様式)
- ②誓約書(第2号様式)
- ③地域医療確保奨学金等貸与推薦調書(第3号様式)
- ④医師免許証の写し(大学生を除く)
- ⑤本人及び連帯保証人の印鑑証明書

※「連帯保証人」について

連帯保証人は2名必要です。連帯保証人は、独立した生計を営み奨学金の返還及び遅延利息の支払いの責任を負うことができる資力を有する方とします。申請者が未成年の場合は、連帯保証人のうち1名を法定代理人の方にお問い合わせします。

申請書類の提出先

舞鶴市地域医療課へご提出ください。

奨学金等の返還及び返還猶予・返還免除について

奨学金等の返還免除

貸与終了後、「地域医療機関」(免除施設・募集要領参照)において貸与期間と同一の期間、医師として勤務した場合、**奨学金の返還を全額免除します。**

奨学金等の返還猶予

「指定医療機関」(猶予施設・募集要領参照)に勤務されている期間は、奨学金の返還が猶予されます。ただし、猶予期間は最長5年間です。この期間を超えてもなお、「地域医療機関」(免除施設)に勤務されない場合は、奨学金の返還が必要です。

奨学金等の返還

次の事由により、返還免除及び返還猶予の条件に該当しない場合は、奨学金の返還が必要です。

ア.奨学金の貸与の決定が取り消された場合

イ.大学卒業年度の翌年度までに医師免許を取得しなかった場合

ウ.貸与終了後に、「地域医療機関」(免除施設)、又は「指定医療機関」(猶予施設)に医師として勤務されなかった場合

エ.返還の猶予期間(最長5年)を超えてもなお、「指定医療機関」(猶予施設)で勤務された場合

※大学・大学院の在学期間、臨床研修を受けている期間については、返還を要しません。

※詳しくは募集要領をご覧ください。

